

会計検査院法の一部を改正する法律案要綱

第一 会計検査院による告発

一 会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたとときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けるものとする。

(第三十三条関係)

二 会計検査院による告発は、検査官会議で決するものとする。

(第十一条第六号の二関係)

三 検査報告には、会計検査院が告発した事項を掲記しなければならないものとする。

(第二十九条第六号の二関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)

◎会計検査院法の一部を改正する法律案新旧対照表

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。</p> <p>一〇六〔略〕</p> <p>六の二 第三十三条の規定による告発</p> <p>七〇九〔略〕</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、次の事項を掲記しなければならない。</p> <p>一〇六〔略〕</p> <p>六の二 第三十三条の規定により告発した事項</p> <p>七〇八〔略〕</p> <p>第三十三条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたとときは、告発しなければならない。</p>	<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。</p> <p>一〇六〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七〇九〔略〕</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。</p> <p>一〇六〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七〇八〔略〕</p> <p>第三十三条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたとときは、その事件を検察庁に通告しなければならない。</p>